青森大学日本語教育センター規程

（設置）

第１条 青森大学（以下「本学」という。）は、質の高い日本語教育の開発及び提供並びに日本語能力向上のための支援を目的として青森大学日本語教育センター（以下「センター」という。）を設置する。英文名を「Center for Japanese Language Education」とする。

（目的）

第２条 この規程は、青森大学教務委員会（以下「委員会」という。）規程第３条第６項の規定に基づき、委員会にセンターを置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

（業務）

第３条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）本学日本語科目の設計及び運用に関すること。

（２）本学日本語教員養成プログラムの設計及び運用に関すること。

（３）地域の日本語教育支援に関すること。

（４）その他センターの目的達成に必要な事項

（組織）

第４条 センターは、次に掲げる構成員をもって組織する。

（１）教員１名以上

（２）職員１名以上

（３）その他学長が必要と認めた者

２ センターにセンター長を置き、学長が任命する。

３ センターに副センター長を置くことができる。

４ センターに研究員を置くことができる。

５ センターに留学生アドバイザーを置くことができる。

（センター長）

第５条 センター長は、センターの活動を統括する。

２ センター長は、学長が任命する。

３ センター長の任期は、２年とする。ただし、再任されることができる。

（副センター長）

第６条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故のあるときは、その職務を代行する。

２ 副センター長は、学長が任命する。
３ 副センター長の任期は２年とする。ただし、再任されることができる。

（庶務）
第７条 センターの庶務は、事務局において処理する。

（改廃）
第８条 この規程の改正は、委員会の議を経て、学長が行う。

附　則
この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則
１ この規程の改正は、令和７年４月１日から施行する。
２ 青森大学日本語教育センター規則は、青森大学日本語教育センター規程に改める。